

特集

公的年金の仕組みと今後の課題

特定社会保険労務士 河合 久美子

1 はじめに

平成24年8月10日、第180回国会で、公的年金制度に関連する法律が成立しました。「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」です。

これらの法律には、社会保障・税の一体改革の議論の中で検討されてきた、年金の受給資格期間の短縮、産休期間中の厚生年金保険料の免除、パートタイム労働者の厚生年金加入の適用拡大、遺族基礎年金の男女差解消や、被用者年金一元化など、多くの内容が盛り込まれています。

昨今、公的年金制度に関しては、財政悪化、年金記録、国民年金保険料の未納などが社会問題となっており、これらのニュースを目にして、「公的年金をあてにできないので、年金の保険料は払っても損だ」と考える人もおられるかも知れません。

しかしながら、果たしてそうなのでしょうか？

公的年金制度は複雑で、わかりにくいと思われがちですが、制度を正しく理解するためにも、まずは基本的な仕組みを押さえておくことが必要です。公的年金制度とは、社会の仕組みの中でどのように位置づけられ、どのような枠組みになっていて、誰が加入し、いくら保険料を払って、どういう場合に給付が受けられるのか。また、会社勤めをしている人とそれ以外の人ではどう違うのか。

今回は改めてこれらの基礎的な情報につき、国民年金制度、厚生年金保険制度を中心に、今般成立した改正法の動向も盛り込んで、解説をしていきたいと思えます。

2 公的年金制度の位置づけと特徴

1. 公的年金制度の位置づけ

年金制度には、国が老齡、障害、死亡による所得の喪失や減少といったリスクに対して給付を行う公的年金と、企業や個人が、公的年金に上乘せする形で自助努力として任意に備える私的年金があります。

公的年金制度は、言うまでもなく、日本の社会保障制度の中に位置づけられるものであり、さらに言えば、日本国憲法第25条・生存権を具体化するための制度の一つであると言えます。社会保障制度には、公的年金や医療保険のような「社会保険」、生活保護制度などの「公的扶助」、障害者・高齢者・児童等に対する福祉としての「社会福祉」、伝染病予防などの「公衆衛生」が含まれます。公的扶助であり低所得者層の最後のセーフティネットである生活保護制度を、貧困になってから救うという意味で、「救貧機能」であるとする、社会保険に含まれる公的年金、特に国民年金制度は、貧困を事前に防ぐという意味で、「防貧機能」であると考えられています。公的年金制度の位置づけを、社会保障制度全体から眺めると、次の通りとなります。

